

○甲南女子大学動物実験委員会規程

平成22年 9 月29日

最近改正 平成29年 3 月31日

(趣旨)

第1条 甲南女子大学動物実験規程に基づき、甲南女子大学（以下「本学」という。）に、甲南女子大学動物実験委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 本学教職員及び学生が行うヒト以外の動物を直接対象とする研究・実験並びにこれらの研究結果の公表（以下「動物実験等」という。）に対する倫理上の審査
- (2) 前号の審査に当たって必要な事項

(構成)

第3条 委員会は、本学の教員3名及び学外の学識経験者2名をもって組織する。

2 委員は、委員会委員長（以下、「委員長」という。）が学長に推薦し、学長が委嘱する。

3 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、補充の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員のうちから、学長が指名する。

3 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、委員長が欠けたとき又は委員長自らの申請に関する事項については、その職務を代理する。

(審査)

第5条 委員会は、教育・研究支援課に動物実験等に係る研究倫理審査申請があったときは、別に定める甲南女子大学動物実験規程及び次の指針等に基づき、速やかに審査を行うものとする。

- (1) 倫理基準に基づいたヒト以外の動物種を用いた生物医学実験の分類表
- (2) 研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成18年6月1日 文部科学省告示第71号）
- (3) 実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（平成18年4月28日 環境省告示第88号）
- (4) 動物実験の適正な実施に向けたガイドライン（平成18年6月1日 日本学術会議策定）

（議事）

第6条 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ会議を開くことはできない。

2 議決は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

3 審査対象となる研究に関わる委員は、当該研究計画の審査及び議決に加わることはできない。

4 委員会の議事については、記録を作成し、教育・研究支援課にて保存するものとする。

5 委員会は原則として非公開とし、委員は職務上知り得た情報を正当な理由なく他人に漏らしてはならない。職を退いた後も同様とする。

（庶務）

第7条 委員会の事務は、教育・研究支援課において処理する。

（雑則）

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成22年10月1日から施行する。

2 第3条第3項の規定にかかわらず、この規程施行後最初に任命される委員の任期は、平成22年4月1日から起算するものとする。

附 則

この規程（改正）は、平成29年4月1日から施行する。